

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 指名停止措置建設業者名
住 所 福岡市博多区博多駅中央街7-21
商号又は名称 パシフィックコンサルタンツ株式会社 九州支社
- 指名停止の期間
令和4年2月3日から 令和4年8月2日まで（6か月間）
- 事実概要
パシフィックコンサルタンツ(株)の社員は、富山市が発注した業務において公契約関係競売妨害罪の疑いがあるとして逮捕された。
- 指名停止の理由
前記事実は、福岡北九州高速道路公社指名停止等措置要領別表その2第9号に該当する。
従って、指名停止期間を6か月とする。

【指名停止等措置要領 別表その2 第9号】

措置要件	期間
福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から6か月以上12か月以内